

○独立行政法人海技教育機構寄附金等受入規程
(令和2年1月24日海技教育機構規程第9号) (抄)

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人海技教育機構(以下「機構」という。)への寄附の受入れの基準等に関する必要な事項を定め、機構における寄附の適正な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 寄附金 機構の業務の奨励を目的として寄附される現金及び有価証券をいう。
- (2) (略)
- (3) 寄附金等 機構の業務の奨励を目的として寄附される寄附金及び物品、土地、建物等の資産をいう。
- (4) (略)
- (5) 一般寄附金等 寄附金等のうち、寄附の申し込みにあたり、寄附者があらかじめ用途を特定せず、使用に当たり機構が用途を特定するものをいう。
- (6)・(7) (略)

2 独立行政法人海技教育機構賛助会員制度規程(平成30年規程第25号。以下「賛助会員制度規程」という。)第4条第1項に規定する賛助会費(以下「賛助会費」という。)及び独立行政法人海技教育機構船員教育充実協力会員制度規程(令和8年規程第45号。以下「船員教育充実協力会員制度規程」という。)第4条第2項に規定する船員教育充実協力金(以下「船員教育充実協力金」という。)は、前項第5号の一般寄附金とする。

3 (略)

(受入基準)

第3条 機構は、次の各号の全てに適合していると認めるときは、その寄附金等を受け入れることができる。

- (1) 寄附金等が独立行政法人海技教育機構法(平成11年法律第214号)第11条に規定する業務のいずれかに資するものであること。
- (2) 寄附金等の受入れにおいて、次に掲げる条件等が付されていないこと。
 - ア 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲渡又は使用させること。
 - イ 寄附者に寄附金等の対価として何らかの利益又は便宜を供与すること。
 - ウ 寄附者が寄附金等の使用について、会計の検査(これに類するものを含む。)を行うこと。
 - エ 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すことができること。
- (3) 寄附金等を受け入れることにより、機構の業務又は財政に特段の負担又は支障がないと認められること。

(4) 寄附金等が反社会的勢力との関係がある者又はその疑いがある者からの寄附でないこと。

(寄附等管理委員会の設置)

第4条 機構に、次に掲げる事項の審査を行うため、寄附等管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- (1) 寄附金等の使途の特定及び変更に関すること。
- (2) 募集特定寄附金等の募集に関すること。
- (3) 賛助会員制度規程に定める賛助会員又は船員教育充実協力会員制度規程に定める船員教育充実協力会員の除名に関すること。
- (4) (略)
- (5) 前各号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項に関すること。

(寄附の申し込み)

第8条 (略)

2 賛助会費、船員教育充実協力金及び練習船教育支援募金の手続きに関しては、賛助会費にあっては賛助会員制度規程に、船員教育充実協力金にあっては船員教育充実協力会員制度規程に、練習船教育支援募金にあっては練習船教育支援募金実施要領に定める。

(受領書等の発行)

第10条 寄附金等を受納したときは、寄附者に受領書を発行しなければならない。

2 (略)

3 理事長が必要と認める場合は、寄附者に対して感謝状を発行することができる。

4 (略)

(寄附金等の公表)

第14条 機構が受納した寄附金等について、寄附金総額及びその使用実績等を機構のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

(寄附者に対する特別扱い等の禁止)

第15条 機構が、現に寄附の申し込みを受け又は過去に寄附を受けたことがある者との間で売買、請負等の取引契約を行う場合、理事長及び契約担当者は会計規程を遵守し、その者に対して他の業者とは異なる特別の便宜を与えたり、取引に当たって有利な条件を設定したりしてはならない。